

## 能美市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定により随時監査（学校監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年2月26日

能美市監査委員 齊藤 敏明

能美市監査委員 南山 修一

### 1. 監査実施日

令和8年2月3日（火）

### 2. 監査対象校

- (1) 小学校 2校  
浜小学校、福岡小学校
- (2) 中学校 1校  
根上中学校

### 3. 監査対象

令和6年度における学校の財務に関する事務執行及び令和7年度における施設の維持管理状況並びに安全管理

市内8小学校、3中学校について3年計画で実施する。本年度は、根上地区の3校を対象とした。

### 4. 監査方法

各学校において、事前に提出を求めた監査資料に基づき、監査委員が学校長及び所管課職員から概要説明を聴取し、質疑応答を行った。また、施設が適切に管理されているか現地確認を行った。

## 5. 監査の結果

### (1) 現金収受の状況について

口座振込の普及により、学校で現金を取り扱うケースは少ない状況であった。収受の事務については概ね問題のない状況であったが、職員が直接現金を取り扱う場合は、さまざまなリスクを理解した上で、複数の者による確認作業を取り入れ、より透明性のある事務処理に努められたい。

また、切手類の管理についても、金券であるとの意識を持ち、現金同様に適正な事務処理に努められたい。

### (2) 滞納処理について

滞納処理の対応で各校にばらつきがあることから、令和4年度の監査にて、教育委員会事務局を中心とした対応と学校への指導の必要性を指摘したところだが、その後の具体的な取り組みの成果がまだ見えない状況であった。

教育委員会事務局におかれては、今一度、指摘の内容を認識いただき、適正な措置に向けた計画的な取り組みに努められたい。

### (3) 学校施設等の安全管理について

各学校とも、老朽化や自然災害により発生する施設設備の不具合の把握と、教育委員会事務局との情報の共有により、児童生徒の安全及び教育環境の不都合を解消するための適宜対応がなされていた。

自然災害に起因すると思われる不具合で、まだ具体的な原因が把握できていないものもあったが、今後は、教育委員会事務局と連携し原因の究明と速やかな対応に努められたい。

また、防犯カメラについては、新たな設備の導入によりカメラ台数の増加と運転状況を常時確認できる機能の追加がなされ、懸念されていた課題が解消された点が評価できた。